

**新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている
お客さまに対する融資対応について（内容拡充および取扱期間延長）**

J A松阪では、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大および影響の長期化に伴い、被害を受けられました農業者の皆さまに対し、さらなる支援を行うべく、令和2年3月18日から取扱いを開始している対策資金について、下記のとおり取扱内容の拡充および取扱期間の延長を行いましたのでお知らせします。

記

1. ご利用いただける方

新型コロナウイルス感染症により被害を受けられたJ A松阪管内の組合員

2. 主な拡充内容

資金使途に「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するために必要となる農業施設の新築・改修、農業設備・機械の購入」を追加するとともに、借入限度額を「300万円以内」から「1,000万円以内」に拡充しました。

3. 資金の内容

(1) 資金使途・借入限度額・借入期間（※下線部分を拡充しました。）

資金使途	① <u>新型コロナウイルス感染症の影響に対応するために必要となる農業施設の新築または改修、農業設備・機械の購入のための資金</u> ②新型コロナウイルス感染症の影響によって必要となる農業運転資金
借入限度額	<u>1,000万円以内</u>
借入期間	<u>10年以内（うち据置1年以内）</u> ただし、運転資金は5年以内（うち据置1年以内）

※借入利率につきましては、下記相談窓口にご確認ください。

(2) 担保・保証

担保については、原則不要です。

保証については、三重県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。

4. 利子助成および保証料助成

当該資金では、年0.87%を上限とした当初5年間の利子助成に加え、三重県農業信用基金協会の一括前払保証料を全額助成いたします。

5. 取扱期間

令和2年3月18日（水）から令和2年12月30日（水）まで

※当初の取扱期間「令和2年3月18日（水）から令和2年6月18日（木）まで」から、
上述の取扱期間へ延長しました。

6. JA松阪の相談窓口

JA名	担当部署	電話番号
JA松阪	金融部 融資課	0598-28-2113

以上